

発行者・ユニオンネット・埼玉 : 組合事務所・〒346-0005 久喜市本町6-12-25

発行責任者・渋谷晃次 : 電話・090-5504-5801・FAX・0480-22-0019・Eメール kozi-2002@nifty.com

ホームページアドレス <http://homepage3.nifty.com/union-net-saitama/>



ユニオンネット埼玉

Yさんの解雇問題、Aさんのパワハラ問題解決！

2月3日の執行委員会で総括会議

交渉能力ゼロの経営者、最後は、しぶしぶ金銭和解！

Yさんの解雇問題

2009年7月19日に、Y組合員から電話相談を受けてから、解決するまで約6ヶ月の間、団体交渉3回、三役・本人を含めた折衝が3回の計6回の交渉を行いました。執行委員会も、大変厳しい条件の下で、7月19日から緊急執行委員会も含め13回開催し、6ヶ月で月2回ペースで行われました。

まず今回の2件の争議についてご報告し、この場をお借りして、柳重雄弁護士、宮城社会保険労務士さんをはじめ多くの方々のご協力に、心より厚くお礼申し上げます。さて、Yさんの解雇問題については、概略ですけれど、A社と最終的に締結した内容は次のとおりです。

A社は、Y組合員に対し、2009年7月13日付、解雇の意思表示を撤回する。

A社・ユニオンネット・埼玉・Y組合員は、Y組合員がA社を2010年1月15日付で、会社都合により合意退職することを相互に確認する。

A社は、Y組合員に、一切の請求に対し、解決金として、万円を支払う。

A社・ユニオンネット埼玉・及びY組合員は、交渉内容、本協定の内容を、正当な理由なしに、第三者に開示しないこと。

三者は、A社・ユニオンネット・埼玉・及びY組合員との間には、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

以上の内容で解決しました。

Yさんの要求内容

1. 65歳まで継続雇用させること。
2. 60歳から64歳までの、残業未払い分を要求。
3. 社会保険（健康保険・年金保険）の損害賠償を請求。以上3項目で粘り強く交渉してきました



3回目の最後の団体交渉で、金銭和解の方向が！

が、65歳までの残り6ヶ月分×20万分と高齢雇用継続基本給付金、月3万かける6ヶ月、社会保険部分の損害補償分を含めて、金銭和解しました。

抑うつ状態での闘い、社長はパワハラの反省がなく、復帰後を考え、退職し転職！
Aさんのパワハラ問題

Aさんは、久喜市内のS社に、栄養士で入社しましたが、配属された先は、仕入課に回され、社長室のそばで働いていましたが、社長から「能力がない」「犬のように言われたことしかできない」等のパワハラを受け、精神的・肉体的に厳しい状況が続き、そのうち、名ばかり管理職にさせられ、長時間労働をやっても、管理職手当が3万が出ていたので残業代は出ないといわれ、月40時間もサービス残業させられ、昼間は社長の業務指導という名のパワハラがおこなわれ、Aさんは、とうとう「抑うつ状態」となり、診断の結果3ヶ月の休養という診断書が出され、公傷扱いの要求を
行ったが、私傷病扱いにされ、後日、傷病手当金が支給されたが、労災扱いを立証するには、残業時間が毎月80時間



から100時間以上という素因が要求される。

Aさんは母子家庭であり、今すぐに辞めるわけにはいかず、他の仕事が見つければ転職したいが、他の人のように黙って辞めていくようなことはしたくない。少し会社に反省してもらいたいという気持ちでした。相談してから3・5ヶ月間、この間、団体交渉2回、直接、会社に行って話すことも2回ほどありました。

(結果について。)

交渉過程で、本人の精神的な病気(抑うつ状態)を見つけることができました。

名ばかり管理職にさせられ、管理職手当て3万円で、長時間労働させられ、残業代未払い分9万円と手当て3万円(10月分)を支給させました。

12月1日からの出勤は、倉庫の商品係を本人が拒否、12月一杯、休養することになりました。この間、本人に対する今後の職場復帰をどういう形で行うかを考えてきたが、職場復帰は、できないと本人が判断するにいたしました。

2月3日の執行委員会 での総括意見！

(矢島副委員長)基本的全体総括として、全体的には良くがんばったと思う。組織的強化、団結がより強まったのかという視点で話すと。

今回の闘いで、執行委員だけが偏ってしまったのではないだろうか。組合員も含めて話し合いの場に参加させることがあっても良かったのではないだろうか。組合員も団交・執行委員会党に参加させるべきであり、一緒に闘っているという姿勢も必要ではなかっただろうか。

どこのユニオンも、解決すると辞めてしまう。活動の中で目的意識的に考えている自分たちの働かせられている有様を相互に認識しあい、学習を続けていく必要がある。

報酬金(成功報酬てきな)目当ての闘いになっては問題が残る。今回は規約にない中で、Yさんから闘争資金カンパということではいたしたが、手切れ金になってはいけない。金額をどれだけもらってよいかの議論が必要だろう。7月予定の大会には、提起できればと思っています。

Yさんの関係は、精一杯やった。本人との話し合いの中で、どこまで可能なのか経験のない人が闘うわけで、軟着地点はこの辺だと、妥協点のみだけでなく、今後もユニオンの組合員として、働きかけていく必要がある。

(茂木書記長) Yさんの問題は、はなから整

理解雇と会社側は考えていた。労働組合を知ること、物が言えるようになり、Aさんも自分の主張が言えるようになった。何もいえなかった労働者が、自分の気持ちを言えるようになったことは前進面である。ユニオンネット・埼玉は、新社会党を支持しているのだから、党の組織的な強化に繋がるようにしていく必要がある。党員の拡大につなげた茨城の例などは参考にすべきではないか。

(高田)私は自治労の労働組合で活動してきたが、平々凡々と過ごしてきてしまった。同級生と話してみると、臨時職員で25万円もらえるが、正社員になると賃金がガツツと減らされるという。生活は貯蓄で何とかやりくりしている。憲法の25条が脅かされている。ユニオンネットもがんばらなければいけない。

(栗原)私は三洋電機で経験したが、労働組合があったが御用組合であったので、相談があったら何をするのかほとんどわからない状況であった。

実際に団体交渉の場に出て、三役が適切に会社側と交渉しているのを見て、大変勉強になりました。不安があったが、解決後のフォローが大事だと思います。

(矢島)栗原さんは、何もできないといったが、Aさんの場合では、うつ病の経験を生かした対応が取れた。人それぞれの生かし方ができるという点でよかった。

(渋谷)Aさんの件では、人と人との関係から発生したパワハラハラスメントであり、職場復帰を正常にさせるには、会社側の真摯な対応がなければ成功できませんでした。結果的に、退職という形でやめたことについては、残念ですが、よくやったと思います。

ユニオンネット・埼玉の今後の日程

3・24(水)18時・久喜駅西口宣伝行動を行う。

3・28(日)10時から15時・労働相談・久喜事務所

5・30(日)11時から16時・組合員バーベキュー交流・久喜市東・服部宅横広場・雨の場合・久喜事務所・

7・19(月・祝日)・13:30・浦和パルコ10階会議室
「第3回ユニオンネット・埼玉」定期大会



JR不採用問題解決！2・16中央集会に参加！